

第31回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和元年6月10日
場 所 シビックコア 第4会議室

委員の出欠状況

1番	堀田 清代次	出	2番	二宮 義隆	出	3番	伊藤 隼人	出
4番	長崎 行雄	出	5番	藤田 克己	出	6番	小林 孝則	出
7番	佐藤 昌生	出	8番	三輪 正秀	出	9番	藤田 義昭	出
10番	二之湯 和彦	出	11番	川井 角司	欠	12番	伊藤 和雄	出
13番	日紫喜 幸久	出	14番	近藤 隆雄	出	15番	森 喜九郎	出

開 会 時 刻 午前 9時00分
閉 会 時 刻 午前 9時25分
配 布 物

1 開会の辞 事務局長 (杉本 剛)	ただいまから、第31回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。
	本日の出席者は14名です。それでは、よろしくお願いいたします。
2 会長挨拶 会長 (伊藤和雄)	お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
	それでは、第31回いなべ市農業委員会を始めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
3 開会の宣言 議長 (伊藤和雄)	それでは、開催させていただきたいと思います。いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
	ただ今の出席委員は14名でございます。定足数に達しておりますので、第31回いなべ市農業委員会を開会いたします。
4 議事日程 (日程第1) 議長	日程第1 本日の議事録署名委員につきましては、いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項の規定に基づき、私が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に7番議席 佐藤委員、8番議席 三輪委員のお二人を指名させていただきますので、
	よろしくお願いいたします。
(日程第2) 議長	それでは、日程第2 議案第172号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局	<p>議案第172号「農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和元年6月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。</p> <p>市が農用地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとなっております。</p> <p>今回は農地中間管理事業にともなう農用地利用集積計画の決定です。議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお図りをします。</p> <p>総件数2件、6筆、面積計6,931㎡となっておりますのでよろしくお願ひします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件は、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業です。</p> <p>この案件について何か質問はありますか。</p>
議長	<p>特に無いようですので、議案第172号「農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を採決いたします。</p> <p>本利用集積計画を決定することに賛成委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>全委員挙手であります。</p> <p>よって本計画は原案どおり決定することといたします。</p>
(日程第3,4) 議長	<p>続きまして、日程第3 議案第173号「農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）」及び、日程第4 議案第174号「農地法第3条の規定による許可申請について（貸借権等設定）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第173号「農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）」次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請（所有権移転）があったので議決を求める。令和元年6月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。</p> <p>今回の申請は、3件 4筆、総面積1,029㎡です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p>

	<p>< 10 番案件 >の申請地は、大安町平塚地内の畑です。 譲受人である大安町平塚の [] が、大安町平塚の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、78㎡を交換により譲り受ける申請です。</p> <p>譲受人の耕作面積が、2,703㎡となっておりますが、議案第 174 号の農地法第 3 条（貸借権等設定）の 1 番案件と合わせて、3,327㎡になります。</p> <p>< 11 番案件 >の申請地は、北勢町麻生田地内の畑です。 譲受人である北勢町麻生田の [] が、北勢町阿下喜の [] 他 1 名が所有する議案書に記載の 2 筆、753㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>< 12 番案件 >の申請地は、北勢町東村地内の畑です。 譲受人である北勢町東村の [] が、北勢町東村の [] が所有する議案書に記載の 1 筆、198㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>[] の耕作面積が 1,347㎡となっておりますが、弟である [] の耕作面積 1,587㎡の耕作に従事しているという農業従事申述書が添付されておりますので、議案書の括弧書きの面積が合計面積になります。</p> <p>事務局 続きます、議案第 174 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について（貸借権等設定）」次のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請（貸借権等設定）があったので議決を求める。令和元年 6 月 10 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。</p> <p>今回の申請は、1 件 2 筆、総面積 546㎡です。</p> <p>< 議案書パワーポイントに基づき明細を説明 ></p> <p>< 1 番案件 >の申請地は、大安町平塚地内の畑です。 譲受人である大安町平塚の [] が、大安町平塚の [] が所有する議案書に記載の 2 筆、546㎡を使用貸借により借り受ける申請です。</p> <p>以上 3 条所有権移転 3 件と 3 条貸借権等設定 1 件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。 申請案件について何か質問はありますか。</p>
--	---

	<p>特に無いようですので、議案第173号「農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）」について採決いたします。</p> <p>許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>全委員挙手であります。</p> <p>よって本申請は、許可することといたします。</p>
議長	<p>続いて、議案第174号「農地法第3条の規定による許可申請について（貸借権等設定）」について採決いたします。</p> <p>許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>全委員挙手であります。</p> <p>よって本申請は、許可することといたします。</p>
(日程第5) 議長	<p>続きまして、日程第5 議案第175号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（所有権移転）」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第175号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について（所有権移転）」次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請（所有権移転）があったので意見を求める。令和元年6月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。</p> <p>今回の申請は、4件、7筆で総面積4,477㎡です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><12番案件>については、取下げ願いが出されましたので、13番案件から説明させていただきます。</p> <p><13番案件>は、北勢町大辻新田地内の畑で、農地区分は第2種農地です。</p> <p>譲受人である東京都の■■■■が、桑名市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、893㎡を工場用地へ転用したい旨の計画です。■■■■は現在、申請地の隣地で事業を行っており、事業拡大に伴う申請です。</p> <p>工事計画については、土地造成は整地のみです。取水は上水道、汚水・生活雑排水は公共下水道を利用し、雨水は既設道路側溝へ放流します。</p> <p><14番案件>は、大安町石樽南地内の畑です。農地区分は第2種農地です。</p>

	<p>譲受人である大阪市の[]が、大安町石樽南の[]が所有する議案書に記載の2筆、1,192㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。</p> <p>工事計画については、土地造成は整地のみ、取水・排水は行わず、雨水は自然浸透です。</p> <p><15番案件>は、大安町南金井地内の田です。農地区分は第2種農地です。</p> <p>譲受人である大阪市の[]が、大安町門前の[]他2名が所有する議案書に記載の3筆、1,614㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。</p> <p>工事計画については、土地造成は整地のみ、取水は行わず、雨水は自然浸透です。</p> <p>この申請地は、道路に接していないため、工事のために隣接農地を通行するという事ですので、隣接農地の5条貸借権設定の申請の指導を行いました。来月の委員会でご審議いただく予定です。県にも確認しましたが、問題ない場合は、貸借権と同時許可となります。</p> <p><16番案件>は、北勢町中山地内の畑です。農地区分は300m以内に三岐鉄道伊勢治田駅がありますので第3種農地です。</p> <p>譲受人である鳥取県の[]が、四日市市の[]が所有する議案書に記載の1筆、778㎡を太陽光発電施設用へ転用したい旨の計画です。</p> <p>工事計画については、土地造成は整地のみ、取水・排水は行わず、雨水は自然浸透です。</p> <p>以上4件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>なお15番案件につきましては、次月以降に隣接地の5条申請が提出され、問題がないと判断された場合は、転用はやむを得ないものと考えられますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、6月3日に副会長が現地調査委員長となり、私と長崎委員が現地調査を行っております。現地調査委員長からその調査結果を報告させていただきます。</p>
--	--

<p>現地調査委員長 (藤田義昭)</p>	<p>議案第175号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」4件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。 何か質問はありますか。</p>
<p>議長</p>	<p>特に無いようですので、議案第175号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について(所有権移転)」の採決を行います。</p>
<p>議長</p>	<p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>全委員挙手であります。 よって当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
<p>(日程第6) 議長</p>	<p>続きまして、日程第6 議案第176号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第176号「非農地証明願いについて」次のとおり、非農地証明願いがあったので議決を求める。令和元年6月10日提出いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄。</p> <p>今回の証明願いは4件、6筆で総面積1,741㎡です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><4番案件>の申請地は、大安町宇賀地内の台帳地目、畑です。願出者は大阪府の■■■■で、昭和62年以前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><5番案件>の申請地は、藤原町大貝戸地内の台帳地目、田です。願出者は藤原町大貝戸の■■■■で、昭和61年以前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><6番案件>の申請地は、北勢町中山地内の台帳地目、畑です。願出者は北勢町中山の■■■■で、昭和56年頃から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><7番案件>の申請地は、大安町丹生川中地内の台帳地目、畑です。願出者は大安町丹生川上の■■■■で、昭和49年頃から作業</p>

		<p>所敷地に転用し、現在に至っております。</p> <p>以上4件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、よろしくお願い致します。</p>
	議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>非農地証明につきましては、無断転用後20年経過した土地についての証明です。事務局において20年前の空中写真を元に該当する土地について提案をさせていただいております。</p> <p>何か質問はありますか。</p>
	議長	<p>特に何もなければ、これより議案第176号「非農地証明願いについて」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>挙手全員であります。</p> <p>よって案件については願いどおり証明することに決定いたしました。</p>
5 その他	議長	<p>議事につきましては以上です。</p> <p>その他に入ります。委員さんから何かありますか。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
	事務局	<p>皆様に以前、年間の予定表をお渡ししておりますが、最終の農業委員会を11月28日(木)にお願いしておりましたが、都合により11月27日(水)に変更させていただきたいと思っております。よろしくお願い致します。</p>
	議長	<p>次回は7月3日午前9時から現地調査を実施します。副会長と藤田克己委員は出席をお願いします。7月10日に委員会となりますのでよろしくお願い致します。</p>
6 閉会の宣言	議長	<p>他にないようですので、これをもちまして第31回いなべ市農業委員会を閉会いたします。</p>
		【午前9時25分閉会】

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和元年 月 日

いなべ市農業委員会

会長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者